

# 平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他( )		
要望項目名	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の創設		
要望内容(概要)	<p>・ 特例措置の対象 グリーン投資減税製品告示（財務省）別表3第1項に規定される熱併給型動力発生装置（ヒートポンプ方式熱源装置を有するものを除く）およびこれと同時に設置する熱媒体搬送用ポンプ又は専用の自動調整装置、蓄熱槽、冷却装置、系統連携用保護装置、ポンプ、配管に係る取得価額</p> <p>・ 特例措置の内容 上記設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価額の1/3に軽減する。</p>		
関係条文	地方税法附則第15条		
減収見込額	(初年度) ▲169 ( - ) (平年度) ▲586 ( - ) (単位: 百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 コージェネレーションの普及拡大を通じて、分散型エネルギーシステムへの転換を図ることで、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、以って電源セキュリティの向上を図る（エネルギー源の多様化）。また、天然ガスをはじめとした化石燃料のクリーン利用（省CO2）および省エネルギーを通じて、地球温暖化問題に対応する（エネルギーの高度利用）。</p> <p>(2) 施策の必要性 エネルギー供給構造が脆弱なわが国において、エネルギー安定供給の確保、地球温暖化の防止、省エネルギーの観点から、コージェネレーションの導入を促進することの意義は極めて大きい。 平成23年3月の東日本大震災およびその後の福島第一原発事故を契機とするエネルギー需給の逼迫により、国のエネルギー・環境戦略は「白紙から見直す」ことが決定され、今後のエネルギー政策は、原子力依存度を低減しつつ、エネルギーの安全保障と地球温暖化対策の両立を図り、「創エネ」、「省エネ」等を軸に、需要家や地域が主体的にエネルギー選択に参加できる新たなエネルギーシステムを築くことを基本的な姿勢として、エネルギー・環境戦略に関する選択肢を国民に提示していくことが表明された（平成23年12月21日 エネルギー環境会議「基本方針」）。 これを受け、政府はエネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）の見直しを進めており、エネルギー環境会議が国民に提示した「エネルギー・環境に関する選択肢」（平成24年6月29日）の中でコージェネレーションは、2030年の電源構成に関する選択肢のいずれにおいても発電電力量の15%（約1,500億kWh）となること示されている。 このように、コージェネレーションは、熱と電気の一体利用や排熱の有効活用による省エネルギー・省CO2に貢献し、また、発電機として電力需給対策、電源セキュリティの向上に貢献することから、本税制措置をはじめ、様々な施策を集中的に講ずることにより、更なる普及拡大を進めていくことが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1-2. 国内における温室効果ガスの排出抑制
	政策の達成目標	<p>発電電力量に占めるコージェネレーションの電源構成比率を、2010年の3%から2030年には約15%（約1,500億kWh）まで増加させる。（出典：エネルギー・環境会議平成24年6月29日「エネルギー環境に関する選択肢」）</p> <p>コージェネレーションを普及拡大させることにより、分散型エネルギーシステムへの転換を図り、大規模集中型電力システムの脆弱性を補完し、電源セキュリティの向上を図ると共に、熱と電気の一体利用や廃熱の有効活用による省エネルギーの抜本的強化を目指すことが必要。</p> <p>なお、家庭用燃料電池を除く天然ガスコージェネレーションの設備容量は、約1,650万kW（2030年）と想定されている。（出典：総合資源エネルギー調査会平成24年4月26日第20回基本問題委員会）</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	適用期間：平成25年4月1日～平成28年3月31日までの3年間
	同上の期間中の達成目標	<p>本措置適用コージェネレーションの導入見込（発電出力、フロー）</p> <p>平成25年度 9万kW                      平成26年度 11万kW</p> <p>平成27年度 15万kW</p>
政策目標の達成状況	<p>ガスコージェネレーション導入量の推移（発電出力、ストック）</p> <p>平成18年度 400万kW      平成19年度 431万kW</p> <p>平成20年度 448万kW      平成21年度 448万kW</p> <p>平成22年度 452万kW</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>平成25年度 300件</p> <p>平成26年度 382件</p> <p>平成27年度 493件</p>
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	天然ガス等を燃料とするコージェネレーションシステムは、発電時に発生する廃熱を有効利用することで高い総合効率を実現し、省エネ・省CO2に加え、電力需給対策・セキュリティ向上の観点からも非常に有用な設備である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>○グリーン投資減税（国税）</p> <p>コージェネレーション等の取得者に対し、取得費用について特別償却（中小企業者等は税額控除）を認めるもの。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>○ガスコージェネレーション推進事業費補助金（平成24年度予算：33億円）</p> <p>天然ガスコージェネレーションの設置者に対し、初期投資費用の一部を補助するもの。</p>
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>コージェネレーション導入拡大の阻害要因となっている燃料価格やイニシャルコスト等の改善は短期間で効果が出るものではなく、少なくとも改善効果の出るまでの間は、イニシャルコストの低減を図ることが必要。当該補助金は、省エネ率が高く省エネ量の多い、厳選されたトップランナー設備のみを対象としている。</p> <p>本税制にて一定水準以上の効率を有するコージェネレーションに対して支援を行うことにより、さらに多くのコージェネレーションを普及拡大することが必要。</p>
要望の措置の妥当性	<p>コージェネレーションは、省エネ性、省CO2、発電コストに見合った余剰電力の活用、電力需給対策・セキュリティ強化などの点から、社会的導入意義が認められている（総合資源エネルギー調査会第22回基本問題委員会（平成24年5月14日）「コージェネ（熱電併給型のエネルギーシステム）について」）。しかしながら、昨今の燃料価格の高騰やリーマンショック以後の需要家の投資意欲の減退などにより、新規導入量は伸び悩んでいる。</p> <p>コージェネレーションは、需要家設備として導入されるため、電力会社から系統電力を購入するケースとの経済性比較（投資回収年数）が重要になる。このため、導入当初の固定資産税について軽減措置を講ずることは、需要家の運転初期段階のキャッシュフローを改善し、投資決断を加速させる効果が期待できる。</p>	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本措置は、設備保有後の運転初期段階におけるキャッシュフロー負担を軽減するものであり、従来、イニシャルコスト等の経済性の制約から、積極的に行われなかったコージェネレーションに係る投資を呼び込む効果がある。そのため、特例措置期間については、税込創出効果に鑑みれば減収とはならず、むしろ増収となること、特例措置期間終了後についても、投資がなかった場合に比べ税込（コージェネレーションの耐用年数は15年）が見込めることから、特例措置として有効である。</p> <p>また、東日本大震災以後、エネルギーセキュリティ強化を目指す地方自治体にとって、自立・分散型電源であるコージェネレーションは、エネルギー自給率向上を実現するための有効な手段の一つとなっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	